

交通死亡事故多発非常事態宣言等実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、交通死亡事故が一定期間に連続的、集中的に発生した場合に、交通死亡事故多発非常事態宣言等（以下「非常事態宣言等」という。）を発令して、地域住民の交通安全意識を喚起するとともに、県、市町村、警察及び関係機関等（以下「推進機関等」という。）が相互に協力して総合的かつ集中的な交通事故防止対策を推進し、早期に交通死亡事故の発生を抑止することを目的とする。

(非常事態宣言等の種別及び名称)

第2 非常事態宣言等の種別及び名称は、次のとおりとする。

- (1) 交通死亡事故多発非常事態宣言（以下「非常事態宣言」という。）
県内全域を対象として発令
- (2) 交通死亡事故多発県内警報（以下「県内警報」という。）
県内全域を対象として発令
- (3) 交通死亡事故多発〇〇地域警報（以下「地域警報」という。）
各地域を対象として発令（ただし、高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）

(発令者)

第3 非常事態宣言等の発令者は、岐阜県交通安全対策協議会長（以下「会長」という。）とする。

(発令基準等)

第4 別表1に定める基準に達した場合には、会長は、警察本部長と協議の上、必要があると認めるとき、非常事態宣言、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、それぞれの県事務所長（岐阜地域においては環境生活部長。以下同じ。）及び警察署長の意見を聴くものとする。

2 前項の規定にかかわらず、会長は、交通事故の発生状況等から必要があると認めるときは、警察本部長と協議の上、県内警報及び地域警報を発令することができる。ただし、地域警報の発令については、関係する県事務所長及び警察署長の意見を聴くものとする。

(発令期間)

第5 非常事態宣言等の発令期間は、次のとおりとする。

- (1) 非常事態宣言
その都度決定する。
 - (2) 県内警報
発令の日から起算して概ね15日間とする。
 - (3) 地域警報
発令の日から起算して概ね10日間とする。
- 2 会長は、非常事態宣言等発令後、交通死亡事故が継続して多発傾向にある場合は、その期間を延長することができる。

(交通死亡事故多発情報の発信)

第6 会長は、県内警報を発令する事態が予測される場合には、推進機関等に対し、交通死亡事故多発情報を発信することができる。

2 交通死亡事故多発情報を受けた推進機関等は、県内警報の発令に備え、事故防止対策の準備を速やかに行うものとする。

(発令に伴う推進事項)

第7 非常事態宣言等が発令された場合には、別表2の推進事項に基づき各種交通事故防止対策を推進するものとする。

2 推進機関等は、非常事態宣言、県内警報及び地域警報の発令に備え、それぞれ具体的に推進すべき事項について、別表2に基づき、あらかじめ策定しておくものとする。

(要綱の改正)

第8 この要綱の改正は、岐阜県交通安全対策協議会に諮らなければならない。

ただし、第4に規定する別表1のうち非常事態宣言等の発令基準となる交通事故死者数及び第7に規定する別表2の改正についてはこの限りでない。

(運用)

第9 この要綱の運用要領は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表1（第4関係）

○基準

種 別	内 容
非常事態宣言	県内警報発令によっても効果が現れず、更に厳しい状況となったとき
県内警報	下記のいずれかに該当した場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通事故死者の対前年増加数が全国ワースト1位となったとき ・ 交通死亡事故が、1週間連続して発生したとき ・ 3以上の地域において、地域警報が発令されたとき ・ 当月の県内交通事故死者数が16人に達したとき
地域警報	当月の交通事故死者数が下記の基準に達した場合
岐阜	7人
西濃・揖斐	4人
中濃・可茂	4人
東濃・恵那	3人
飛騨	3人

別表2（第7関係）

○推進事項

推進機関	推進事項	主な推進内容
県	岐阜県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する周知	・県交通安全対策協議会実施機関・団体に対する交通安全活動の要請
	広報活動	・道路情報板による広報 ・庁内放送、各種会議、講習会による広報 ・報道機関への協力要請
	街頭活動	・関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
	事故現場付近の調査・点検	・関係機関による事故現場付近の調査・点検
	県事務所、環境生活部	広報活動
街頭活動		・関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
市町村	交通安全対策推進組織に対する周知	・市町村交通安全対策協議会推進組織の機関・団体に対する交通安全活動の要請
	広報活動	・広報車、有線放送等による広報 ・庁内放送、各種会議、講習会による広報
	街頭活動	・関係機関・団体及び地域交通安全組織との連携による街頭活動の強化
警察	事故分析資料等の提供	・報道機関及び関係機関・団体に対する交通事故分析資料の提供
	街頭活動等の強化	・事故実態にあった交通指導取締り ・街頭指導活動の強化
	広報活動	・交通情報板等による広報 ・運転免許更新時等による広報
県教育委員会	交通安全教育	・学級活動、ホームルームによる児童生徒に対する交通事故防止の指導 ・教職員、PTA組織等による登下校時を中心とした交通指導の強化
運輸支局	広報活動	・運送事業者等に対する周知徹底 ・各種会議、講習会等での一口広報
道路管理者	交通安全施設の点検・整備	・事故多発箇所の現状調査及び交通安全施設の点検整備
	広報活動	・道路情報提供装置による広報
交通安全協会	広報活動	・広報紙による広報 ・窓口における一口広報
	街頭活動	・主要道路、交通事故多発箇所での街頭活動
安全運転管理部会	広報活動	・事業所での朝礼、点検時における周知徹底
	教育活動	・事業所運転者に対する安全運転指導の推進
バス、タクシー、トラック協会	広報活動	・事業所に対する交通安全広報の徹底 ・バス等における車内放送の実施
	教育活動	・事業所における安全運転指導の推進
その他の関係機関・団体	広報活動	・傘下組織に対する周知徹底 ・各種会議、講習会等における広報
	街頭活動	・交通安全活動への積極参加